

# 那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 令和元年9月11日(水)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 木野 広宣 副委員長 花島 進  
委員 小池 正夫 委員 石川 義光  
委員 關 守 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一  
次長 飛田 良則 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史	産業部長 篠原 英二
農政課長 平野 敦史	農政課長補佐 会沢 正志
商工観光課長 浅野 和好	商工観光課長補佐 川崎 慶樹
建設部長 中庭 康史	土木課長 今瀬 博之
土木課長補佐 海野 英樹	管理G長 村山 知明
都市計画課長 海老沢美彦	都市計画課長補佐 高塚 佳一
建築課長 渡邊 勝巳	建築課長補佐 岡本 哲也
上下水道部長 根本 雅美	下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 猪野 嘉彦	水道課長 澤島 克彦
水道課長補佐 矢崎 忠	農業委員会事務局長 根本 実
農業委員会事務局長補佐 綿引 稔	

会議に付した事件

- (1) 議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第56号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第61号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第2号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について  
…原案のとおり認定すべきもの
- (5) 議案第66号 平成30年度那珂市水道事業会計決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(6) その他

…令和元年度第 1 回議員研修会参加者については、小池委員に決定。「議員と語る会」の参加者から出された意見等について確認。

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 皆さんおはようございます。

本日は暑い中お集まりいただき誠にありがとうございます。

開会前にご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 6 名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いします。

議長 皆さんおはようございます。本日は産業建設常任委員会への出席ご苦労さまです。

本日、議案 5 件、その他 1 件等がありますので、木野委員長のもとで慎重なるご審議をお願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。本日は産業建設常任委員会、ご出席大変お疲れさまでございます。

本日は決算を中心とした議案 5 件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

初めに、議案第 61 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算 1 ページをごらんください。

議案第 61 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたしま

す。

6 ページをお願いいたします。第 4 表地方債補正になります。

起債の目的、市道安全対策事業債、補正後 5,720 万円。起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じになります。

14 ページをお願いいたします。歳出になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、14 万 3,000 円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、1,206 万 5,000 円。

7 款土木費、4 項住宅費、1 目住宅管理費、430 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 02 分)

再開 (午前 10 時 04 分)

委員長 再開いたします。

委員の皆様申し上げます。ここからは、担当課ごとに所管の議案等の審議を行います。

今回は決算認定の審議がございます。決算認定の質疑については、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結いたします。なお、議案第 65 号の決算認定についての討論及び採決は、すべての該当項目への質疑・答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。説明の際は必ず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については不要額等、特に説明が必要な場合はその説明を加えてください。審議中に委員から資料等の請求があった場合は、議会事務局に 10 部提出してください。

それでは順次審議に入ります。

下水道課が出席しております。

議案第 55 号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第 56 号 那珂市農

業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。以上2件は関連性がありますので、一括して議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか職員2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは議案書52ページをお開きください。

議案第55号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としていたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、条例中の消費税について8%から10%に改正を行うものです。

次のページをお開きください。改正条文となります。

那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

那珂市公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中、100分の108を100分の110に改める。

附則、1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。2、この条例による改正後の那珂市公共下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。3、前項の月数は暦によって計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とする。

次のページをお開きください。新旧対照表でございます。

第17条第1項中、現行100分の108を改正後100分の110。

附則につきましては、施行期日、料金に関する経過措置となっております。

56ページをお開きください。那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、令和元年10月1日から消費税率が10%となることから、現行の消費税率8%で計算された使用料の額を改正するものです。

次に、改正本文でございます。

第17条第1項、使用料の額について別表に定める単価に乗じる係数について100分の108から100分の110に改める。

改正条例附則でございます。

第1項、第2項及び第3項にある施行期日、経過措置ほかについて令和元年10月1日

から施行する。

施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

続きまして、議案第 56 号になります。57 ページをお開きください。

那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により令和元年 10 月 1 日から消費税率が上げられることに伴い、本条例中の消費税について、8%から 10%に改正するものです。

61 ページをお開きください。那珂市農業排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う為の消費税の一部を改正する等の法律より令和元年 10 月 1 日から消費税率が 10%になることから、現行の消費税率 8%で計算された使用料の額を改正するものです。

次に改正本文でございます。

第 15 条第 1 項、使用料の額について、別表第 2 に定める単価に乗じる係数について 100 分の 108 から 100 分の 110 に改める。

改正条例附則でございます。

第 1 項、第 2 項、第 3 項にある施行期日、経過措置ほかについて令和元年 10 月 1 日から施行する。

施行日から継続している農業集落排水処理施設の使用料で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間の料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

10 月、11 月の使用料につきましては、12 月の検針のうえ、翌年 1 月の請求からとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 技術的な話なんですけど、要するに税が上がるから上げるわけですけど、元々、店なんかで買うときにこれは幾らです、税金は幾らになりますっていうふうになっていますよね。そういうやり方と、料金は幾らですっていう、その表現の仕方なんですけど、分け分けてどうなんですか。

例えば、見方によっては料金はこれですって言われて、はっきりわからないと、それに税金が入っているわけですよ、この提案ではね。

税金が入っている形での料金を示すっていう形になっているんですけど、税金が入らない形の料金を示して、プラス税金はこれですという請求の仕方もあるわけですよね。

その辺の区別って、使い分けはどうなっているのでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 13 分）

再開（午前 10 時 14 分）

委員長 再開いたします。

下水道課長補佐 お答えします。

下水道使用料及び農業集落排水施設の使用料につきましては、今回の条例改正にありますように、原則を総額の表示としておりますので、今回、条例の改正では 100 分の 110 に改めるものでございます。

お客様のほうにお出しする請求書には本体価格、それに消費税がわかるように明記しておりますので、原則としましては総額表示としながら、お客様には税額がわかるような表現というふうにしてございます。

以上でございます。

委員長 ほかがございますか。

（なし）

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 55 号及び議案第 56 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 55 号及び議案第 56 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（下水道課所管部分）を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分のうち 4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費について執行部よりご説明願います。

下水道課長 決算書 134 ページをお開きください。

款項目、支出済額の順に説明いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、次のページ、137 ページになります。ページ中ほどの浄化槽設置補助事業、1,826 万 2,000 円でございます。

内容につきましては、合併浄化槽設置補助費の 59 基分と単独浄化槽撤去補助 3 基分の補助等になります。

説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

なお、一般会計の 5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費及び 7 款土木費、3 項都市計画費、5 目下水道整備費については、繰出金のため、繰り出し先の各種特別会計の説明時に説明いただく形といたします。

続きまして、下水道事業特別会計の歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

なお、歳入の説明に当たっては、一般会計の 7 款土木費、3 項都市計画費、5 目下水道整備費についてもあわせてご説明願います。

下水道課長 決算書 172 ページをお開きください。上段部になります。

7 款土木費、3 項都市計画費、5 目下水道整備費、5 億 9,584 万 1,000 円。一般会計から下水道特別会計への繰出金になります。

続きまして、292 ページをお開きください。下水道事業特別会計、歳入になります。

款項、収入済額の順に説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、8,495 万 8,100 円。820 件分の受益者負担金になります。

収入未済額 445 万 4,510 円につきましては、生活困窮者等が主な理由での滞納額となり、収納率は 94.1%でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 億 166 万 1,266 円。下水道使用料金になります。収入未済額 1,220 万 5,379 円につきましては、同じく、生活困窮者等が主な理由での滞納額となり、収納率は 97.6%でございます。

2 項手数料、89 万 6,500 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 億 3,470 万円。下水道事業の国庫補助金になります。

4 款県支出金、1 項県補助金、170 万円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、6 万 6,304 円。

続きまして、294 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項繰入金、5 億 9,584 万 1,000 円。先に説明しました一般会計からの繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金、8,420 万 1,185 円。

8 款諸収入、1 項諸収入、ゼロ円。

9 款市債、1 項市債、7 億 1,790 万円。公共下水道事業債、繰越明許分を含めました流域下水道事業債、資本費平準化債及び次の 297 ページ、右上上段になりますが、公営企業会計適用債になります。

続きまして、298 ページをお願いいたします。歳出になります。

款項目、支出済額の順に説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 億 1,472 万 4,804 円。主に 7 名の職員の人件費、一般管理費事務費、基金積立事業になります。

続きまして、300 ページをお開きください。

2 目維持管理費、2 億 3,263 万 5,914 円。主にマンホールポンプ施設や流量計の光熱費、修繕料、施設管理委託料などの維持管理費及び那珂久慈流域下水道への汚水処理料としまして支払います維持管理負担金になります。

主な不用額につきましては、維持管理費として緊急的に整備するものがなかったことで、年度末までに不測に備えた委託料となっております。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費、8 億 8,234 万 6,181 円。主に 4 名の職員の人件費ほか、額田、後台、中里、菅谷地区の管路施設等の整備になります。

不用額の主なものは、委託料、工事請負費の請負差金等によるものでございます。

続きまして、302 ページをお開きください。

2 目流域下水道費、1,978 万 9,000 円。那珂久慈流域下水道建設事業費に係る現年及び繰越明許分の市町村建設負担金になります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、7 億 1,905 万 7,967 円。下水道事業に伴います起債償還の元金になります。

2 目利子、1 億 6,718 万 2,943 円。下水道事業に伴います起債償還の利子になります。

不用額につきましては、見込みよりも低利で借り入れることができたことによる、利息の差額分でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、ゼロ円。

説明は以上でございます。なお、平成 30 年度決算主要施策調書につきましては、138 ページから 140 ページとなっております。

よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

關委員 293 ページの分担金及び使用料の収入未済額って、それぞれ 450 万円、1,200 万円ほどありますが、この未収は生活困窮者云々というご説明がありましたけども、これ最終的には回収するような方向なんでしょうか、こういうのって。

下水道課長 財産調査等を行いまして滞納処分のほうを行っているところです。

督促状や催告書などの発行を行いながら、電話等、また、訪問しながら回収しております。



す。

關委員 回収するまで実施するということですか。

下水道課長 やはり、本人の死亡等により不納欠損ということもあります。

關委員 回収できない場合は、欠損で最終的に処理するということですね。

下水道課長 はい、そのとおりになります。

副委員長 同じ項目で別の質問なんですけど、生活困窮以外で使用料の滞納というのはございますか。本人がサボってるとか、一時的な困窮とか。

下水道課長補佐 お答えします。

金額の多い方になりますと、先ほど申し上げました生活困窮あるいは自営業の方の経営難ということがございます。

ただ、比較的、使用料については1回当たりの請求額が数千円程度と少ないものですので、払い忘れ、ないし転居に伴う行方不明等が主な原因であると把握してございます。

以上です。

副委員長 主なものはそうだろうっていうのは元々わかるんですけど、主なものじゃなくて、何ていうのかな、ちゃんと払わない人がいるかって聞きたいんですけど。

下水道課長補佐 お答えします。

現実的に、納期限を過ぎてから納められている方がございますので、何らかの理由でこちらの納付書あるいは請求書についてお忘れの方、また、その後財産調査をしまして、財産があるにもかかわらず、そういった遅れていらっしゃる方もございますので、おっしゃるとおり財産があるけれども納めないという方もいらっしゃいます。

その場合には先ほど課長からお答えしたとおり、財産調査を行って財産があるとわかった場合には、滞納処分、こちらを行うという手続きに入っております。

以上です。

副委員長 若干、わずかそういう方がいらっしゃるということですね。わかりました。

委員長 ほかございますか。

福田委員 303 ページ、公債費の利子ですが、これはパーセントでどれぐらいなんですか。

下水道課長補佐 お答えします。

公共下水道事業債、主に管渠や処理場の整備に当たるものを借り入れする公共下水道事業債でございますが、本年5月に借り入れたものにつきましては、40年の固定金利5年据置という条件で、0.5%で財務事務所、財務省からお借りすることができております。

以上です。

福田委員 これは不用額が680万円出ていますけど、この金額っていうのは。

下水道課長補佐 お答えします。

こちらの予算を組んだときは平成29年度中に予算を組んでございます。平成29年度に借り入れたものについては、その時点ではまだ利率が確定してございませんでしたので、

比較的高めの利率で予算要求、見積もりをとってございましたが、昨年度につきましても0.7%程度で借り入れすることが結果的にはできましたので、その差額分を不用額として出すことができました。

福田委員 この0.5%っていうのはどうなんですか。もうちょっと安くならないんですか。今の時期というと。

下水道課長補佐 お答えします。

こちらの場合、40年の固定金利、これから先40年間毎年支払っていく利子が変わらず0.5%という条件でお借りすることができてございます。

参考になんですが、20年の固定金利で借りている資本費平準化債につきましては、0.2%。また、本市では借り入れてございませんが、10年程度で借りるものについては0.1%を切るような利率で借りることもできておりますので、数年前あるいは10年前と比べまして非常に低利での借り入れができていたものというふうに感じております。

福田委員 これは40年、償還期間が長いからですか。了解しました。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、農業集落排水整備事業特別会計の歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。なお、歳入の説明に当たっては、一般会計の5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費についてもあわせてご説明願います。

下水道課長 決算書の152ページをお開きください。上段部になります。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業排水整備費、2億5,905万8,000円。一般会計からの農業集落排水事業特別会計への繰出金になります。

続きまして324ページをお開きください。農業集落排水整備事業特別会計、歳入になります。

款項、収入済額の順に説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、684万319円。218件の事業費分担金になります。収入未済額、374万5,296円につきましては、生活困窮者等が主な理由での滞納額となり、収納率は64.6%でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、8,079万5,069円。農業集落排水使用料になります。

収入未済額、104万2,498円につきましては、生活困窮者が主な理由での滞納となっており、収納率につきましては98.5%でございます。

2項手数料、9万4,200円。

3款国庫補助金、1項国庫補助金、2億7,032万5,000円。農業集落排水事業の国庫補助金になります。

4 款県支出金、1 項県補助金、4,457 万 4,000 円。

5 款財産収入。326 ページをお開きください。1 項財産運用収入、18 万 8,777 円。

6 款繰入金、1 項繰入金、3 億 3,605 万 2,000 円。先に説明いたしました一般会計からの繰入金及び農業集落排水事業基金からの繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金、4,852 万 2,300 円。

8 款諸収入、1 項諸収入、1,504 万 9,267 円。

9 款市債、1 項市債、3 億 1,890 万円。繰越明許分を含めました農業集落排水事業債、328 ページの資本費平準化債及び公営企業適用債になります。

続きまして、330 ページをお開きください。歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、6,844 万 3,802 円。主に、4 名の職員人件費、一般管理事務費、基金積立事業になります。

主な不用額でございますが、積立金になります。予定していました 2,283 万円を積み立ててしまうと歳出の合計が歳入よりも大きくなってしまうため積み立てを減らすものでございます。

2 目維持管理費、1 億 1,068 万 9,111 円。主に 6 地区の処理場及びマンホールポンプ施設の光熱費、修繕料、施設管理委託料などの維持管理費になります。

主な不用額につきましては、年度末までに不測時に備えた請負工事費となっております。

続きまして、332 ページをお開きください。

2 款農業集落排水事業、1 項農業集落排水整備費、1 目農業集落排水整備費、6 億 3,451 万 9,040 円。主に 2 名の職員人件費です。ほか、酒出地区の管路施設等の整備になります。

不用額の主なものでございますが、委託料及び請負工事費の入札差金となっております。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 億 141 万 4,346 円。農業集落排水事業に伴います起債償還の元金になります。

2 目利子、6,841 万 9,201 円。農業集落排水事業に伴います利子分になります。

不用額につきましては、見込みより低利で借り入れることができたことによる利子の差額分でございます。

次のページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、ゼロ円。

説明は以上でございます。なお、平成 30 年度決算主要施策調書につきましては、141 ページから 143 ページとなっております。

よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

福田委員 331 ページの基金積立事業、これは総額に対して何%なんですか。総事業費の何%

ですか。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 38 分）

再開（午前 10 時 39 分）

委員長 再開いたします。

下水道課長補佐 お答えします。

総事業費に占める割合は約 4 %でございます。

こちらの基金積立事業については、県からの補助金を受けて、そちらを今年度の元金の償還に充てるために積み立てしているものでございます。

福田委員 元金、いわゆる利息に充てるための基金なんですか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 42 分）

委員長 再開いたします。

ほかございますか。

（なし）

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 10 時 42 分）

再開（午前 10 時 44 分）

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（水道課所管部分）を議題といたします。

一般会計の所管部分について、執行部よりご説明願います。

水道課長 水道課長の澤島です。ほか 3 名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座して説明させていただきます。

それでは、議案第 65 号 平成 30 年度那珂市歳入歳出決算のうち、水道課所管部分の説明をいたします。

決算書の 128 ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、支出済額 2 億 4,315 万 4,212 円のうちになります。

次のページをお開き願います。右側 131 ページになります。

備考欄の上から 3 つ目と 4 つ目の 2 つの事業が水道事業会計分となります。

まず、水道事業会計補助事業になります。

19 節負担金補助及び交付金、3 万 4,000 円。これは水道事業の広域化対策に要する経費として、企業債利息、償還金の一部を補助するものです。

続きまして、水道事業会計出資事業になります。

24 節投資及び出資金、93 万 8,000 円。こちらは水道事業の広域化対策に要する経費として、企業債元金償還金の一部を補助するものです。

2 事業とも平成 30 年度で終了となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 66 号 平成 30 年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 それでは議案第 66 号についてご説明いたします。

議案第 66 号 平成 30 年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

平成 30 年度那珂市水道事業会計決算については、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を得たいので、別冊のとおり提出いたします。

提案理由といたしましては、平成 30 年度那珂市水道事業会計決算を地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき議会の認定に付するものです。

別冊の薄い水道事業会計決算書をご用意願います。17 ページをお開き願います。

こちらは税抜きの金額となります。

平成 30 年度那珂市水道事業収益費用明細書。

収益的収入、1 款水道事業収益、11 億 4,508 万 392 円。

1 項営業収益、10 億 9,629 万 3,070 円。水道料金及び加入分担金などの収入になります。

2 項営業外収益、4,878 万 7,322 円。主に雑収益の電源立地交付金と長期前受金戻入などの収入になります。

3 項特別利益、ゼロ円。

次、18 ページをお開き願います。収益的支出についてご説明いたします。

1 款水道事業費、9 億 4,527 万 7,478 円。

1 項営業費用、9 億 2,610 万 4,702 円。

1 目原水及び浄水費、4 億 7,462 万 5,503 円。浄水場の運転管理及び受水に要した費用になります。

2 目配水及び給水費、3,290 万 8,906 円。配水施設及び給水施設の維持管理費で、漏水

調査、漏水修理及び量水器交換に要した費用になります。

続きまして、19 ページになります。

3 目受託工事費、ゼロ円。

4 目総係費、1 億 2,835 万 2,511 円。職員人件費、総務事務費に要した費用になります。

次に、20 ページをお開き願います。

5 目減価償却費、2 億 7,992 万 9,616 円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

6 目資産減耗費、1,028 万 8,166 円。

2 項営業外費用、1,914 万 4,576 円。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費、1,654 万 4,116 円。企業債の支払利息になります。

2 目消費税、ゼロ円。

3 目雑支出、260 万 460 円。

右側、21 ページになります。

3 項特別損失、2 万 8,200 円。

1 目固定資産売却損、ゼロ円。

2 目過年度損益修正損、2 万 8,200 円。

4 項予備費、ゼロ円。

1 目予備費、ゼロ円。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 66 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 52 分)

再開 (午前 10 時 54 分)

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（土木課所管部分）を議題とします。

まず、一般会計の 5 款農林水産業費の所管部分について、執行部よりご説明願います。土木課長 土木課長の今瀬です。ほか 5 名の職員が出席しております。よろしく願います。では、座って説明させていただきます。

それでは、議案第 65 号、平成 30 年度土木課所管の歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、決算書の 148 ページをお開きください。決算主要施策調書では 77 ページから 91 ページになります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費、支出済額 1 億 8,467 万 7,807 円でございます。このうち土木課の所管については、備考欄の 4 段目になります。湛水防除施設維持管理事業になります。支出済額は 651 万 7,782 円でございます。

この事業につきましては、久慈川に設置してあります 3 カ所の排水機場の維持管理の経費でございます。

続きまして、次のページをお開きください。

6 目地籍調査費、支出済額 4,335 万 6,936 円でございます。この事業につきましては、木崎地区及び額田地区の地籍調査、それに伴う地籍調査の事務費になります。

主な不用額につきましては、委託業務における請負差金でございます。

続きまして、7 款土木費に移りたいと思います。決算書の 162 ページをお開きください。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、支出済額 2 億 1,637 万 9,306 円でございます。不用額としましては、職員人件費、手当の残でございます。

同じページの下段になります。

2 目道路維持費、支出済額 2 億 5,116 万 8,939 円でございます。こちらの主な不用額でございますが、工事箇所の精査をしたところと工事請負費の差金でございます。

続きまして、166 ページをお開き願います。

3 目道路新設改良費、支出済額 4 億 5,299 万 1,005 円でございます。主な支出としましては、繰越明許分を含めました道路整備に要する費用でございます。

主な不用額でございますが、工事請負費、委託費の差金及び公有財産購入費、また、補償費の一部未契約分によるものが不用額になっております。

続きまして、同じページの中段になります。

4 目橋りょう維持費でございます。支出済額 2,842 万 7,492 円でございます。主な支出としましては、橋りょうの点検委託の料金でございます。

続きまして、その下の段になります。

7款土木費、2項河川費、1目河川総務費でございます。支出済額 56 万 4,248 円でございます。主な支出としましては、那珂川、久慈川にあります樋管施設の維持管理に要した費用でございます。

続きまして、一番下の段になります。

2目河川維持費でございます。支出済額 247 万 1,403 円でございます。主な支出としましては、両宮排水路及び市内の調整池の維持管理に要した費用でございます。

それでは、次のページをお開き願います。

3目河川改修費でございます。支出済額 1 億 756 万 1,743 円でございます。主な支出としましては、繰越明許分を含めました両宮排水路整備事業に係る工事請負費でございます。

続きまして、238 ページをお開き願います。

10 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目現年度災害でございます。平成 30 年度の支出はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

關委員 ちょっと話ずれると思うんですけど、今回の台風 15 号の被害で自宅にファクスがたくさん届いているんですが、こういった修繕の支出というのは 238 ページの災害復旧費なんかに当然のってくるんでしょうか、また別枠でそういう特別支出枠はあるんでしょうか。

土木課長 今回の台風 15 号の被害につきましては、大規模な被害というか、費用がかかるようなものはございませんでしたので、今回そういった支出はございません。

ただ、どうしても緊急に必要な場合につきましては、先行しまして工事を発注しまして、あくまでも暫定予算ですので、形式予算の中から支出を変えるということで、最終的にはそこに費用を設けて支出するという形になります。

關委員 わかりました。

副委員長 地籍調査ですが、木崎地区と額田地区を進めているんですけども、調書を見てもそれぞれのぐら進んでいるかっていうのはわからないんですね。

どの区画をやっているっていうのわかるんですけど、1 区画毎の段階がありますよね。

それぞれどういう段階になってるんでしょうか。

管理G長 はい、お答えします。

木崎地区に関しましては、全体のパーセンテージになりますが、9 キロ平米を予定しておりまして、今現在、4.86 キロ平米終わっていますので、59%程度登記のほうで完了しているような状態になっております。

額田地区に関しましては、今のところ現地調査のほうに入っておりませんので0%完了という形になっております。



以上です。

副委員長 登記完了の割合はわかりました。

要するに、それ以外に長狭物の調査とか、それが何%とか、その先の調査がどうかという概略も知りたいんですけど。

管理G長 額田地区におきましては長狭物のほうは完了しております。

一筆調査におきましてはまだ現地のほうに入っておりませんので、今後進めていくという形になっております。

木崎地区におきましては、全体的に7区画予定しておりますが、今のところ3区画までが終わっている状況でして、残り南酒出4地区、以降、5、6、7地区に関しましては今後入っていくという状況になっております。

以上です。

副委員長 実際に入って、細かい測量とか全部確認とかが終わったやつについては、ほぼ登記も済んでいるってことでいいんですか。

管理G長 木崎地区におきましては、ことし、南酒出1地区のほうの登記の準備を進めているところです。

南酒出2、3地区におきましては、来年度送り込み予定という形になっております。

南酒出4地区以降に関しましては、現地調査のほうをその後進めていく形になりますので、しばらくちょっとお時間をいただく形になります。

額田地区におきましては、基本的にまだ現地調査を進めておりませんので、そういった形になります。

以上です。

土木課長 すみません、補足なんですけれども、額田地区につきましては、北郷の1地区ということで1.22キロ平方メートル、額田全部ではなくて、その北郷地区の部分だけの長狭物の確認ということは終わっていますけれども、それ以外の部分に関してはまだ手をつけておりません。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。再開を午前11時20分といたします。

休憩(午前11時07分)

再開(午前11時20分)

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(都市計画課

所管分)を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の海老沢です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願います。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

それでは、決算書168ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、支出済額9,874万7,771円になります。このうち、備考欄にあります職員人件費、都市計画審議会設置事業、都市計画総務費、次のページ、171ページの備考欄、都市計画基本図作成事業、ここまでが都市計画課所管分でございます。

続きまして、同じく170ページ、中段になりますけど、2目土地区画整理費になります。9,650万1,980円になります。土地区画整理事務費及び上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、同ページの下段になります。

3目まちづくり事業費、9,998万7,068円になります。下菅谷地区のまちづくり事業に使用した費用になります。

主な不用額につきましては、工事請負費の入札差金等でございます。

続きまして、同ページの下段、4目街路整備費になります。1億7,846万9,147円になります。主な不用額につきましては、工事の請負等の入札差金になります。

ここで、決算主要施策調書のほうをお開き願います。99ページになります。

位置図が入っていると思いますけれども、この街路整備事業費につきましては、上宿大木内線と菅谷市毛線、こちらの2路線になります。

上宿大木内線に関しましては、平成30年度で完了しております。菅谷市毛線につきましては、ときわ台の脇の部分を平成30年度は事業をやっております。

続きまして、決算書のほうにお戻りください。決算書172ページのほうをお願いいたします。2段目になります。

6目公園事業費になります。4,336万4,537円になります。都市公園の緑化管理費等になります。

以上でございます。よろしくお願います。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計の歳入歳出について、執行部よ

り一括してご説明願います。

都市計画課長 それでは、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計の歳入についてご説明いたします。

決算書の 372 ページをお開きください。それでは、歳入になります。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款繰入金、1 項繰入金、9,643 万 7,000 円になります。一般会計からの繰入金でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、746 万 5,611 円になります。前年度の決算の実質収支差による繰越金額でございます。

3 款諸収入、1 項雑入、42 万 5,473 円になります。上菅谷駅前地区区画整理事業換地清算金の分割納付の徴収金になります。

歳入については以上でございます。

続きまして、374 ページをお開きください。歳出でございます。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、934 万 1,056 円になります。職員 1 名分の人件費でございます。

2 款区画整理事業、1 項区画整理事業費、1 目区画整理費、ゼロ円になります。こちらにつきましては、ことしの 3 月に上菅谷駅前地区区画整理事業完了ということで廃止にしたことに伴い、費目を減にしたことによりましてゼロ円になってございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、8,920 万 1,463 円になります。区画整理事業にかかわる起債償還の元金分でございます。

2 目利子、534 万 5,042 円になります。同じく区画整理事業費にかかわる起債償還の利子分でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、ゼロ円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 11 時 29 分)

再開 (午前 11 時 30 分)

委員長 再開いたします。

建築課が出席しております。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について (建築課所管

部分)を議題といたします。

所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

建築課長 建築課長の渡邊でございます。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書168ページをお開きください。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、9,874万7,771円のうち、建築課所管分といたしまして、1枚めくっていただき、171ページをお開きください。備考上段になります。

建築総務事務費、53万1,679円になります。

続きまして、さらに1枚めくっていただき、172ページをお開きください。下段になります。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、3,092万2,685円でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩(午前11時31分)

再開(午前11時33分)

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第65号 平成30年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(農業委員会事務局所管部分)を議題といたします。

所管部分について執行部より一括してご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局でございます。事務局長の根本ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算書140ページをお開き願います。決算主要施策調書につきましては104ページになります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、支出済額2,067万8,294円。主な不用額につきましては、賃金、旅費になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 34 分）

再開（午前 11 時 35 分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（農政課所管部分）を議題とします。

所管部分について執行部より一括してご説明願います。

農政課長 農政課長の平野と申します。ほか 3 名が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは 142 ページをお願いいたします。

款項目、支出済額を読み上げてまいります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、1 億 5,499 万 466 円。

3 目農業振興費、5,896 万 7,146 円。主な不用額ですが、11 節需用費について、しどりの里管理事業の光熱費によるもの、13 節委託料について、同事業の施設管理費がそれぞれ見込みを下回ったものです。19 節負担金については、農地中間管理事業の地域集積協力金の該当案件がなかったためでございます。

148 ページをお願いいたします。

4 目畜産業費、45 万 3,940 円。

5 目農地費、1 億 8,467 万 7,807 円。うち農政課分としては 1 億 7,816 万 25 円です。主な不用額ですが、15 節工事請負費の入札差金となります。

152 ページをお願いいたします。

8 目経営所得安定対策費、7,435 万 9,839 円。

2 項林業費、1 目林業費、7 万 2,492 円。

なお、決算主要施策調書につきましては、69 ページから 72 ページまで 4 事業となります。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池委員 149 ページの土地改良推進事業というところですが、今、久慈川右岸域のほうで 214 ヘクタールの整備事業というのをやっているところだと思うんですけども、那珂市内において、それ以外に土地の改良、基盤整備をするという場所というのはもうあがっているんでしょうか。

農政課長 額田北のほうで、現在、調査同意について進行中でございます。

以上です。

小池委員 額田北といいますと額田北郷の下あたりの田んぼになるということですか、久慈川沿いの。

農政課長 おっしゃるとおりです。

小池委員 もう一つ、145 ページにあります担い手育成支援事業なんですけれども、那珂市内では今、担い手、うちも農家やっております、結構農地があいておるところもありまして、担い手をたくさん募集して、畑作、田んぼ等々やっているんですけれども、これからどんどん担い手を育成していくに当たって、やはり毎年その予算を上げるとか、その育成に関する事業にお金をかけていって、どんどん担い手を募集していくというような方針でやっていくということなんでしょうか。

農政課長 担い手育成支援事業、当然ながら後継者の育成並びに新規の就農者を募るというこの2本の柱、並びに現在経営されている方の収入の安定というような3つの柱でやっていく方針でございます。

小池委員 ここにあります遊休農地解消対策、地域保全のほうをここにいらっしゃる委員もそうなんですけれども、草刈りをやったり、道路整備、農道の整備等々をやっているんですけれども、それに対しまして、これから多分それをやる人がどんどん減ってくると思うんですね。

そうなった場合には、どこかに委託して、この遊休農地解消対策事業というところの予算を上げていくということでもよろしいでしょうか。

農政課長 先段にお話しいただいた農道の草刈りとかにつきましては、多面的の保全事業という形で現在、市内のほうで多くの団体に取り組んでいただいているところでもございまして、担い手の負担軽減というところに皆さん、地域のほうでご尽力いただいているところでもございます。

ある程度、この耕作不能地といいますか、既に担い手が受け切れないというところがどうしても残るといふところは現状としてございますが、担い手が入りやすいようにということでこの多面的と呼ばれているものについては、那珂市のほうも力を入れて進めているところでもございます。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 41 分）

再開（午前 11 時 42 分）

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（商工観光課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部より一括してご説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の浅野です。ほか 2 名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、決算書 152 ページをお開きください。ページ下段になります。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、支出済額 7,208 万 4,383 円。

続きまして、154 ページをお開きください。

2 目商工振興費、支出済額 4,373 万 3,455 円。9 事業のうち、企業立地促進事業を除く 8 事業が商工観光課の所管でございます。

続きまして、156 ページをお開きください。

3 目観光費、支出済額 1 億 3,245 万 759 円。主になかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業における委託費、実行委員会の補助金、市観光協会への団体補助金、静峰ふるさと公園の管理事業など 13 事業となっております。

なお、決算主要施策調書につきましては 74 ページから 76 ページまでの 3 事業となります。

以上でございます。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 44 分）

再開（午前 11 時 45 分）

委員長 再開いたします。

これより議案第 65 号 平成 30 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

まず、討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 65 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議はすべて終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。長時間お疲れさまでございました。

休憩（午前 11 時 45 分）

再開（午前 11 時 46 分）

委員長 再開いたします。

その他の案件となります。

茨城県市議会議長会令和元年度第 1 回議員研修会への参加について協議を行います。

議員研修会は 11 月 18 日月曜日、19 日火曜日の 1 泊 2 日の研修で、水戸市内のホテルテラスザガーデンで開催予定となっております。2 日目については、那珂核融合研究所を視察する予定となっております。

では、研修会への参加を希望される方はおりますか。

（小池委員挙手）

委員長 では、小池委員でよろしいでしょうか。

（複数の発言あり）

委員長 では皆さん、小池委員でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 それでは産業建設常任委員会からの出席者は小池委員といたします。よろしく願いいたします。

続きまして、「議員と語ろう会」についての協議を行います。

7 月の「議員と語ろう会」大変お疲れさまでございました。本日は当日の記録をもとに、市民の皆様と話し合った内容等についてご意見や感想等を伺いたいと思います。

まず、当日の記録といたしまして、初日が石川委員、2 日目が小池委員となりますので、皆様のほうに資料が行っていると思いますので、それをご参照いただいて、まず初日のほう、石川委員のほうから説明願いますでしょうか。

石川委員 7 月 27 日土曜日、テーマが「道路整備と下水道について」でスタートしました。

3 テーブル、B、A、C の順に説明をさせていただきます。

B テーブル、参加者 3 名でした。非常に少ないねという声が聞こえてきました。

1 人の方が、合併浄化槽を使用中。それで、東木倉地区に下水道は通っていない。

もう一人の方は、同じく合併浄化槽を使用中。水質検査協会は検査をする家庭と検査をしない家庭がある。これはどういうことですかと。

もう一人の方が、東木倉の地域は道路が非常に狭く、雨水の整備計画もない。行政に申請はしているが全く進んでいないということです。

続きまして、A テーブル、4 名の参加者でした。



道路整備の申請を認めながら全然進まない、どうなっているのか。

農地から宅地への手続きが非常に難しい。農振地区を宅地に変更するのは大変だった。どのような過程で農振地区に指定したのか知りたい。

那珂市は農地が多過ぎる。

空き家対策ができていない。今後にすごく期待をしたい。空き家バンクを最大限に活用すべきではないかというご意見でした。

Cテーブルはやはり4名の参加者です。

下菅谷まちづくり委員会、これは3自治会で結成しているということで、下菅谷駅の東口の件です。駅前の部分は国からの予算がとれなかったということで、バイパスからの半分に関しては、市の予算で整備をしたということです。

市の都市計画決定事項はどのように決めるのかオープンにしていきたい。

雨水対策整備を早めに、住宅地区でもかなり遅れているということです。

後台地区、道路整備申請をするときに、全地主に了解をとって自治会全体で申請をしているが全く進まない。

あと、那珂高校の生徒さんでしたが、文教地区で学生が多いのに道路に雨水がたまって、登下校時に非常に困ると。場所的には、後台郵便局から那珂高校までの右車線ということです。

以上でございます。

委員長 続きまして、小池委員をお願いします。

小池委員 2日目、「道路整備と下水道について」、これは一緒なんですけれども、B、C、Aというテーブルの順で話し合いを行いました。

まず、Bのテーブルですけれども、5人の方が来て、話をいたしまして、戸崎地区で集落排水の草刈り、今、高齢化のため人数が足りない。料金が1戸1,500円ということで、出ないところをもらっているんですけれども、メリットもなく、出てくる人が非常に少ないということで、すべて市の管理にしてもらえないかと。将来的には人がどんどん高齢化になっていなくなるので不安だという声が聞かれました。

ここには書いておりませんが、あとは場所によってはシルバー人材センターに頼んで全部草刈りをしてもらっているところが何カ所もありました。

あとは、東海村に在住していた方が、東海村は3万8,000人のうち、地元民は1万2,000人程度。那珂市は周囲から見て閉鎖的であると。分家や代々の方が地区をまとめていくには、代々の方が多く、すごく閉鎖的だという意見をいただきました。

これは竹ノ内に在住の方なんですけれども、地区をまとめていくには、草刈りなどの関係性のない方の関係、草刈りをやっても全く出てこない方、そういうお住まいの方にはどういうふうな関係性を持っていったらいいのかと。

あとはこの方がおっしゃるには近所の方からパワハラとかいろいろ嫌がらせを受けると

いうこともおっしゃっておりました。

続きまして、鹿島地区です。合併浄化槽が非常に多いということで、汚水はU字溝に流しているという方もいらっしやいまして、水質の問題について、正直に言って、黙って流すが人がたくさんいるということになっていきますので、この水質を検査するということについて、後で検査していただきたいということの意見等々がございました。

あとは菅谷の区画整理、菅谷の方のお話ですけども、多分これ下宿の方だったと思うんですけども、区画整理は非常に無駄であるというご意見でございます。

道路の幅員拡張、道路の幅が非常に狭いので、確かに区画整理をすれば道路の幅が広くなって良い点もあるというご意見もありました。

あとは、下福田の方ですが、自治会はまとまっているし、合併浄化槽を使用しているということで、さしてまだ下福田のほうでは問題はないということでした。

あと、合併浄化槽は良いんですけども、流すところがない地区にはなかなか人が住まないというそういう意見も出まして、あとは区域指定の見直しをしていただきたいということですね。

Cのテーブルですけども、これは5人の方とお話し合いをしたんですけども、市道4メートルないと市としては狭いのでできない。要するに、4メートルの幅がとれなくても、簡易舗装はできないのか。要するに、その道路の幅が約1間道路とか、昔でいうところの2メートル弱ぐらいの道路で簡易舗装、要するにその4メートルないと舗装ができないという場所に関して、現状のところ舗装ができないのかというご意見。

あとは、菅谷の不動院から中里線で幅員が3メートルしかない。後台は道が狭いし、地元での話し合いによってはどうなのかということも話も出ております。

額田を集積して下水道の整備を考えたがなかなか進まない。お金がないから問題があると。

あと菅谷自治会の加入率が60%であるというお話も出ました。自治会加入率を上げるには、行政と一緒にやらないとだめだと思うというご意見と、自治会に加入し、ごみ出し、防犯灯等の、これは下菅谷の方なんですけれども。

あとは、堀ノ内、寄居の道が細いため、中学生がドライバーに怒られる。細い道を通行していて、中学生も通るしかないんですけども、ドライバーに怒鳴られるということもあるという、理不尽なことがあるということですね。

あとは、U字溝の蓋がその部分がないので、そのU字溝に落ちたりしてけがをする場合もあるので、そのところのU字溝の蓋もつけていただきたいという要望もありました。

あとはAのテーブルですが、那珂市文教地区、水戸農業高校、那珂高校、茨城女子短大とか、あそこら辺のところ非常に防犯灯が少ないというお話を、これ多分学校の教員の方だったかと思うんですけども、いただきました。ただ、地区の自治会の意見で話し合いをしていかないと街灯というのはつけられないんですよということの説明はしたんですけ

れども。

あとは、一定の幅員がなければ夜間照明では照らし切れないという意見も出まして、あと、横断歩道の白線がすごく薄くて見えないという意見ですね。

あとは神崎の農業集落の草刈り、これ先ほども出ましたけれども、その草刈りについて、先々高齢化で従事者がいなくなってしまっていてどうするんだという話。

あと那珂二中のところの向山線、要するに那珂二中の旧道のほうですね。そこで痴漢も出るというのに、防犯灯の設置、整備の要望をしたが、これは自治会から申請してくれというふうに言われたと。これはそうなんですけれども。

あとは、大変あの辺もイノシシが出るということで、スピーディーに対応していただきたいというご意見等々が出ました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

確かに今回、本来であれば委員会所管の部分をとということがあったんですけども、やっぱり皆さん来られる方は自分の意見とか言い分で、ほかの委員会に関する自治会のこととかそういったことも話し合いがされたと思います。

そこで、具体的に、今、小池委員と石川委員に話をさせていただきましたので、率直な皆様の意見を聞きたいと思います。

まず、關委員どうですか。

關委員 1日はオブザーバーですけども、2日間ともに参加をさせていただきました。

私は1日目に出ましたけども、確かにきょうも話に出ていました、農政課が言っていたが、多面的支払交付金っていう農水省の補助金なんですけれども、年に一度、市のほうとしては説明会をやるのかな、私も会長を去年までやっていましたので、70名ぐらい出ますね。

ただ、3種類ぐらい分かれているんですけど、大半が農地維持活動だけなんです。だから申請が面倒くさいんですね、全部申請するとね。ただ3つとも全部申請すると大体補助金は3倍になりますね。

私のところは3自治会で那珂市で初めての組織をつくりまして、年間450万ほどの補助金が出ています。農地維持活動だけなんですけどね。

ただ、農地維持活動で本当にやりたかったことは、個人的な話になっちゃうんですけど、農道の舗装をやりたかったんです。

私のところはちょうど水戸市との境で、水戸市は細い農道まで全部舗装になっているんですね。

舗装にしたから農業機械の運行上でいろいろ問題があるんですけど、例えば泥が目立ちちゃうとかね。そういうのも市の広報にも年に何回か載っているんですけど。

ただ、本来の多面的機能増進という目的を考えれば、私は農地維持活動の申請だけでも、

舗装にするような事業にならないものかどうか、ちょっと参議院の上月議員とも二、三そういう話をしたことがあるんですけど。

これ全国で恐らく、農水省の予算で 1,200 億円ぐらい使ってるんじゃないかと思うんですが、大半が農地維持活動だけなんですけど。

ちょっと長くなっちゃいますが、資源向上活動っていうのがあるんですよ、もう一つ。

その中に長寿命化という作業の申請があるんですけど、それまで申請すると、土のところの農道が舗装にできるのかと、これもなかなか一長一短に行かないようなところがあるので、もうこれからの時代、とにかく農業後継者もいなくなって農業が衰退していつちゃうという中で、その辺のところをもうちょっと何というか、我々議員としても、一住民としても、全国に対して声を上げるべきじゃないかなっていう感じがしますね。

それと、この道路の件もいろいろとこういう要望が出ましたけれども、早速私も文教地区の、雨が降った時に走ってくれと言うので、「議員と語ろう会」が終わった後に走ってみると、確かに雨が降った後でしたけれども、那珂高校側が何かちょっと道路そのものも崩れたところがあって、水がたまりやすい状態、排水機能もちょっとやっぱり不完全なんですかね、あのところは。だからこの前の大雨のときなんか相当水がたまっていたような気がします。

この地区に限らず、いろいろファクスで台風の被害が来ましたが、あの災害復旧の予算って……

委員長 關委員、すみません。

今回、語ろう会の内容のことでやっているの、それだけちょっとまとめていただいて。關委員 そんなわけで、もうちょっと語ろう会の一般の市民の方の出席の増やし方も検討してみたいなというふうに思います。

委員長 副委員長どうでしょうか。

副委員長 防犯灯のことなんです、基本原則として自治会からの申請とかで、主に自治会がやって、それに対して市が補助するという形になっているんですけど、通学路に関するものに関しては、ちょっと方針をつくり直す時かなと思います。

私の地元の那珂二中でも、自治会の人には通らないんだけど、学生が通る時があるとかありましてね、同じようなことが文教地区って言っているんですか、後台地区あたりもあると思います。

以上です。

委員長 最後に福田委員どうでしょうか。

福田委員 皆さん言っているとおりですね。

委員長 はい、わかりました。

あとは、一応今回は委員長報告のほうでこれをまとめさせていただいて、報告させていただきますのでよろしくお願いします。

やはり、皆さんのいろんな話を聞かれたと思いますので、市民の方から質問があった場合には、色んな部分でこういうふうにやっていきますというような感じで説明していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

委員各位におかれましては長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を終了いたします。

閉会（午後0時03分）

令和元年11月7日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 木野 広宣